	第 112 回 鎌倉市まちづくり審議会 概要
日時	令和5年10月5日(木)19時00分~20時45分
場所	鎌倉市役所第三分庁舎 講堂
出席者	委員:加藤委員(オンライン出席)、坂井委員(オンライン出席)、中原委員、野原委員、松本委員、松行委員(オンライン出席)、田中委員、元松委員事務局:村上土地利用政策課長、猪口課長補佐、土地利用政策課まちづくり政策担当職員(大高主事、秋元職員)、土地利用政策課土地利用調整担当職員(美田主事)奥山深沢地域整備担当課長、大江深沢地域整備課担当課長、加藤深沢地域整備課深沢地域整備担当係長常任幹事:出席なし
欠 席 者	委 員: 出石委員、永野委員
議題	(1)大規模開発事業(梶原・研究施設3棟及び付属建築物12棟の新築)について (2)大規模開発事業公聴会要領について

### 事 務 局 (村上課長)

(開会に当たり、事務局から審議会委員 10 名中、8 名の出席により過半数である定足数に達していること、欠席の委員からは事前に連絡をいただいていること、関連課として、深沢地域整備課の職員が出席していること、また、鎌倉市まちづくり審議会等に関する指針に基づき、常任幹事の出席がないことを報告した。)

#### 野原職務代理

第112回まちづくり審議会を開会する。審議に先立ち事務局から3点連絡する。

### 事務局(村上課長)

1点目は、パソコン端末等の各機能の使用について、オンラインで出席の委員は、カメラ機能は常に有効にし、通信の接続状況が確認できるようお願いする。

2点目は、マイクの使用についてお願いする。

3点目は、会議の公開および傍聴に関する件である。

会議及び会議資料については、鎌倉市まちづくり審議会の公開等に関する 取扱要領に基づき公開すること、また、本市ホームページおよび広報紙で傍 聴者を募集した結果、5名の傍聴を認めようとするため、議題に入る前に、 会議室への入室を認めることについて確認をお願いする。

#### 野原職務代理

1点目、オンライン会議のルール、2点目、マイクの使用について協力を お願いする。3点目、会議の傍聴について認めてよいか。

(全委員了承)

それでは、傍聴者の入室を認める。

(傍聴者入室)

#### 【議題(1)】大規模開発事業(梶原・研究施設3棟及び付属建築物12棟の新築)について

#### 野原職務代理

本案件は、令和5年7月31日開催の第111回審議会において現地視察を行い、同年9月12日付けで市長から諮問を受けた。その後、本日の円滑な議事進行のため、事務局から依頼があった、本案件に対する事前質問の提出については、坂井委員から1件、質問があった。

本日は、事前の質問に対する回答について、事務局から説明を受けた後、本案件に関する助言及び指導(案)について審議し、諮問に対する答申をとりまとめる。事務局から説明をお願いする。

### 事 務 局 (猪口補佐)

まず初めに、本日の進め方について説明する。

大規模開発事業の審議については、通常、現地視察後に事業概要を審議会の中で事務局から説明しているところであるが、前回の現地視察では、他の議題に要する時間を考慮し、事業概要の説明を割愛した。そのため、本日の諮問に先立ち、事業概要の資料及び説明原稿を委員の皆様へメールで送付し、事業概要に関する質問を受付したところ、1件、坂井委員から質問を受けたので、質問及び回答を事務局から説明する。

質問は、公共公益施設用地の計画、整備、管理の主体について教えてほしいというものであった。

それに対する回答は、資料8の「助言及び指導(市原案)」を参照されたい。

なお、事前に委員の皆様へ資料 8 を送付しているところであるが、当該資料の文脈の構成や語尾部分の表現を変えている箇所があり、手元の資料 8 が正式なものとなることを申し添える。

資料8、「5 今後の手続について」において、「今後、手続が必要となる開発事業における手続及び基準等に関する条例においては、具体的な公共施設の整備に係る技術審査について、関係各課と十分な協議を行うよう努めること。」また、「深沢地域整備事業と関連があるため、担当課と十分な調整を図るよう努めること。」という文言にあるとおり、「公共公益施設提供部分」については、今後、『深沢地域の新しいまちづくり基本計画』における交通に関する整備方針を実現するために活用していくことを視野に協議していく。

2点目の「公共公益施設提供部分の計画、整備、管理の主体」のうち、計画、整備の主体については、今後、開発事業条例に基づく各課協議において、協議をしていくことになり、また、管理主体については、市となると考えている。

続いて、「助言及び指導(案)」の内容について説明する。

今回これから議論する「助言及び指導(案)」については、作成にあたり、庁内関係各課に意見照会を行っており、資料6に取りまとめた各課の方針及び意見を踏まえ作成している。

冒頭の部分には、まちづくり条例の趣旨及び事業者の責務について記載している。

助言・指導には、第1に、「深沢地域整備事業に関する都市計画決定との整合について」として、深沢地域整備事業用地の都市計画決定の内容について理解してもらい、整合を図ることについて指導する。

第2に、「市街地の環境にあわせた良好な都市景観の創出について」として、鎌倉市景観計画で産業地としての維持・強化が求められている地域であるため、豊かな緑化空間を創出し、開放感や公共空間との一体性に配慮しつ、緑視効果の高いしつらえとなるよう工夫することを指導する。

また、湘南モノレールからの見え方に配慮するとともに、景観資源である 新川の水辺空間をふまえた外構・建物計画とし、地域環境の向上に努めるこ と、建築物について、外壁の素材、色彩、大規模の建物の分棟化、建築物の 高さにアクセント、グラデーションをつけるなどの工夫を行い、無機質な立 面とならないよう努めることについて助言する。

第3に、「環境への配慮について」として、発生するごみや騒音に関する ことを助言する。 第4に、「交通環境等への配慮について」として、車両の出入り、工事期間中の児童生徒の安全に関することなどを助言する。

第5に、「今後の手続等について」として、今後、開発事業条例において 関係各課と十分な協議を行うこと、また、深沢地域整備事業と関連する担当 課と十分な調整を図ることについて助言する。

最後に、今後の流れについて、ご説明する。

本日の議論を踏まえた審議会からの答申を受け、事務局にて「助言及び指導」を確定し、事業者に送付する。その後、事業者からの「助言及び指導」に対する方針書の提出を受け、市が公告・縦覧を14日間行った後、事業者に対し終了通知を交付することとなる。

事務局からの説明は、以上となる。

#### 野原職務代理

資料8の助言及び指導の市の原案を諮る前に、資料も含め、指導案について質問、意見をいただきたい。

まず、坂井委員の質問を確認する。土地利用方針図の一番東側のところが公共公益施設提供部分になっているが、具体的なことはこれから協議していくという理解でよいか。

# 事 務 局 (奥山課長) 野原職務代理

今後、関発事業条例に基づく各課協議の中で協議していくことになる。

民地に挟まれることになる部分が、公共公益施設として提供される部分という理解で合っているか。

# 事 務 局 (奥山課長) 野原職務代理

その通りである。

それでは、どなたからでも結構なので、発言をお願いする。

#### 中原委員

資料 2-2 の土地利用方針図について、北側の道路の境界にフェンスがある。公共公益施設提供部分でも、建物の敷地内とその提供部分にフェンスが通っていて、既存隣地境界との間にフェンスがあるという認識でいるが、フェンスで囲まれている空間をどう利用するのか。一般の市民が入っていけるような空間になるのか、それとも限定的に隣地のために開放しているような形になるのか。

また、資料8の市街地の環境に合わせた良好な都市景観の創出というところで、公共公益施設提供部分も含めて、周りに緑を提供するなど緑を重視した計画とすることが随所に書かれているが、道路境界や敷地境界沿いにフェンスを通してしまうと、一般的には市民が緑と触れ合うことができず、緑があっても有効に機能しないケースが多い。フェンスの位置をもう少し道路側から引いたところに設けたり、一般の人が緑に近づけるようなフェンスの種類にしたりするなどの工夫をすることを助言できないか。

## 事 務 局 (猪口補佐)

公共公益施設提供部分がフェンスに囲われてしまい、その部分の利用ができないのではないかという点に関しては、今後、鎌倉市でその土地を管理していく方向で検討しているので、その中で、市民が親しみやすい空間とするのか、フェンスで囲ってしまうのか、管理形態をどのようにしていくのかを協議し、決まっていくものと考えている。

道路の北側の道路面に設置するフェンス等のしつらえに関しては、フェンスの位置をもう少し敷地内に入れて、道路面のところは緑の植栽とすることが考えられるが、開発事業条例の中に接道緑化の基準があるため、接道緑化の考え方は、各課協議の中で検討していくことになる。

フェンスの位置についても各課協議の中で決めていくということになると 思う。ただ、事務局から「このような要請があった」ということを事業者に 伝えることはできると思っている。それを助言及び指導にしていくかは、答 申を踏まえて検討する。

中原委員

提供部分の場所は、市から指導したのか、それとも事業主から、何かしら の理由があって提供されたのか。理由を伺いたい。

務 局 (村上課長)

公共公益施設については、都市計画法の開発許可の中で基準があり、鎌 倉市の場合は、開発事業条例でさらに厳しくしている。3,000 平米以上の開 発をする場合には、公園緑地広場を設置しなければならないとする条例の 規定があり、それに基づいて、現在の計画になっている。

場所については、事業者の設計によるものであり、事業者の意向が反映さ れている。まちづくり条例の手続後に行われる開発事業条例の手続におい て、その形状や位置も協議の対象となるため、最終形がどのようになるか、 現段階ではわからない。

野原職務代理

フェンスが土地利用方針図に書かれているが、将来、民地になる公共公益 施設提供部分の側ではなく、工場側にフェンスを設ける計画案として示され ているという理解でよろしいか。

事 務 局 (猪口補佐)

その通りである。

野原職務代理

幅員 6mの道を挟んで向こう側に川がある状況ということか。逆に南側は 新川に接していて、直接道路とは接してない場所になっているが、そこは 今の案ではフェンスを設けないのか。

事 務 局 (猪口補佐)

今後、協議していくことになる。

野原職務代理

これから協議することを含めての助言及び指導の案になるということがわ かった。

松本委員

市の助言及び指導についての「3 環境への配慮について」で、今3つ挙 げられているが、もう1つ、排水への懸念を追加してほしい。説明会等でも 質問が出ていたが、排水への懸念は、付近の人はもちろん、もう少し広い範 囲でも少なからずあると思う。資料の7を見るとそうした意見に対しての市 の対応方針も書かれているので、それも踏まえて、助言及び指導に加えて欲 しい。

野原職務代理

具体的に言うと、資料8助言及び指導の「3 環境への配慮について」 に、排水排気に関しての文言を追記することはできないかということか。

松本委員

資料7のNO.5というページに市の行政計画や市民の意見、事業者の見解、 市の対応方針が書かれてる。排水以外のところは助言及び指導に反映されて いると思うが、排水排気に対しても加えられると良い。

務 (猪口補佐)

雨水に関しては、貯留施設を作り、一時的に溜めて周辺の河川などに影響 が出ないような形になる。

工場から出る排水に関しては、産廃的なものは業者が回収し、しかるべき 処理をすると聞いている。

その他、例えば洗濯だとか、何かあったときの排水は、香料の工場という こともあり、緑茶の抽出水やそのようなものに関しては、油水分離施設を通 して綺麗にして近くの公共下水道の汚水に流す形になるとを聞いている。

大気汚染に関しては有害な気体が外に出ないようにスクラバーという空気 請浄装置を工場内に配置し、外には出ないような形をとるという話である。

高砂香料工業は、平塚でも研究所を持っており、その平塚の研究所でも同 様の空気清浄装置を設置し、外には有害な気体を出さない形にするようであ る。クオリティの高い空気清浄装置を設置し、対応すると聞いている。 その部分については、助言及び指導ができるかどうか検討する。

#### 松本委員

検討してもらいたい。今の助言及び指導の中でもゴミの分別のような当然 やるべきことも書かれており、やるべきことをあえて助言及び指導をしてい るという面もある。

もう1点目は、資料7の中で、そうした事業所の見解を踏まえて市の対応 防針として、水域の環境を保全するための適正な管理が出されているため、 それは、助言及び指導の中に含めても構わないと思う。

#### 事 務 局 (猪口補佐)

承知した。

野 原 職 務 代 理 資料 2-2 の土地利用方針図にある自動車の出入りは、基本的に西側の県道 の敷地出入口からの出入りがメインで、北側通用口はどのぐらい使用される 予定なのか。北側の道路の幅員はあまりなく、大きいトラックが入るのは厳 しいと思う。車回しを含めてどのようになっているのか確認したい。

#### 務 局 (猪口補佐)

県道からの出入りがメインになる。北側の部分に関しては、通用口として 二次的な出入口になると聞いている。ただ、将来的には北側で行われている 区画整理事業の中で、12mに拡幅する計画があり、12mになった場合には、 北側からの出入りもあるかもしれない。

#### 野原職務代理

将来の未確定な状況を想定しながら指導するのは難しいと思うが、少なく とも現状の位置において、使い勝手などから北側をメインとして使うような 問題がないように指導してほしい。

「4 交通環境等への配慮について」で、「車両の出入りについては左折 IN・OUT にするように努めること」とあるが、「適切な出入りが確保できる ような道で行うこと」ということも指導されるとよいと思う。

#### 務 局 (村上課長)

左折 IN 左折 OUT だけでは、出入口が明確でないため、具体的に記載した 方がよいということか。

#### 野原職務代理

その通りである。

#### 務 (村上課長)

承知した。そのように修正する。

#### 野原職務代理

資料8の「2 市街地の環境にあわせた良好な都市景観の創出について」 は、「(1) 豊かな緑化空間を創出し、開放感や公共空間との一体性に配慮し つつ、緑視効果の高いしつらえとなるよう工夫すること」という文言は、こ れで結構だと思っているが、先ほどの隣地境界もしくは河川境界、エッジの 部分のしつらえをどうするかによって外側からの見え方はかなり変わるた め、境界線の部分がどのように作られるかは大事なことである。先ほどのフ

ェンスの件を踏まえ、その辺りも指導及び助言に盛り込むことができると良 い。

議論は出尽くしたようなので、資料8の助言及び指導で出された意見につ いて整理する。

排水排気の懸念の件に関しては、「3 環境への配慮について」の(2)で ゴミについて、(3)で騒音苦情について書かれているが、同じく排水等につ いても、適切な配慮をする計画ではあるが、市民からの懸念が出されている ため、それを担保する助言を加えてほしいというご意見であった。

また、「4 交通環境等への配慮について」は、出入口が明確にわかるよう に少しだけ表現を変えてもらえると良い。

助言及び指導の修正についての意見は以上でよろしいか。

(全委員了承)

では、答申書の具体的な表現等については、今、頂いたご意見を踏まえ、 出石会長と事務局で調整するということでよろしいか。

#### 務 局 (村上課長)

欠席された出石会長、野原職務代理と事務局の3者での調整となる。

野 原 職 務 代 理 承知した。職務代理として、皆さんの意見を反映する意味で、私と出石会 長に一任いただくということでよろしいか。

(全委員了承)

議題(1)についてはそのようにする。

答申を市長宛てに送付したら、事務局から各委員に報告をお願いする。 ここで、深沢地域整備課職員は退席となるが、1 つだけ確認したい。隣地 が深沢の開発地であり、今までより進度の高いまちづくりガイドラインが策 定されていると思うが、そちらとの整合はきちんと図るような形で進めるの カン

### 務 (奥山課長)

局 北側の街区については、土地区画整理事業が進められているところにな る。今、まちづくりガイドラインの策定を進めており、現在、案の公表をし ている。地区全体のガイドラインとして、関係する周辺地区についても整合 を図るような形で、今後まちづくりを進めていきたいと考えている。

(深沢地域整備課退席)

#### 【議題(2)】開発事業公聴会要領について

野原職務代理

事務局から説明をお願いする。

#### 事 務 (猪口補佐)

公聴会要領は、まちづくり条例施行規則第45条「開発事業公聴会の開催 等」に基づき、公聴会を開催する際の運営に関する要領を規定するもので、 規則で定めた運営に関する事項を補完し、「市民と大規模開発事業者の意見 等を整理する」という目的に即した会の運営を達成するために策定するもの

本日、審議いただく案は、平成30年度素案への意見を反映した上で、5 月に開催した公聴会での様子等を踏まえて、修正したものになる。

資料1について説明する。

要領案は、14条から成り、公述人の選定方法や公聴会の秩序の維持のた めに禁止すべき行為など、規則に定めのない内容を規定してる。

資料2の詳細について、資料3の対応方針案を補足しながら、説明する。 1条、2条は、出石会長の意見を踏まえ、見出しを「趣旨」に変更し、ま

た、公聴会の開催目的を明示した上で、議長の権限や発言に関するルールな どを規定している。

3条は、本市の広報誌の発行ルール変更に伴い、広報誌での周知を努力義 務に変更した。

4条は、坂井委員の意見を踏まえ、文言を「請求者」に変更し、また、松 本委員の意見を踏まえ、公聴会延期の期日を定めた。

6条は、公述申出書の提出方法を追加した。

7条は、出石会長の意見を踏まえ、記載方針を項立てに変更し、1項につ いては号立てとして、公述人が多かった場合の選考方法を追加した。

また、公述辞退に関するトラブルを避けるための規定を追加した。

8条は、素案7条の「公述人の選定等」に含まれていた、公述方法に関す る内容を切り離し、新たに設けたものになる。

4項では、出石会長、松行委員の意見を踏まえ、文言を修正した。条文か ら「プロジェクター」という文言は削除したが、運用上は、公述申出書に添 付した図面に限り、プロジェクターで投影することで対応したいと考えてい

9条は、出石会長の意見を踏まえ、文言を修正している。また、欠席に関 するトラブルを避けるため、4項に、当日欠席することになった場合の規定 を追加した。

10条の議長の職務には、先日の公聴会を踏まえ、4号を追加した。

12条は、傍聴申込時のトラブルを避けるため、「先着順」を明記するとと もに、2項で入場制限の規定を追記した。なお、傍聴人の勝手な発言を認 めない規定は、2条にあるため、12条から削除している。

13条の秩序の維持では、素案をベースに、カメラによる撮影・録音の禁 止や議長の指示に従わない場合に、公述人・傍聴人を退場させることがで きる規定を追加した。

14条は、新たに追加したもので、この要領に定めるもののほかに必要な 事項は、議長が別に定めることができる旨を規定した。

なお、今後については、本日の意見・答申を踏まえ、必要な加筆・修正 を行った後、法制部局の確認を経て、確定する。

野原職務代理

それでは、こちらの修正案について、発言をお願する。特に、意見をい ただいている委員には、対応方針も含めて確認いただきたい。

松本委員

第2条は、違和感がある。公聴会の開催規定で、議長の権限が最初にあ る。このような規定は必要であるが、修正案が思いつかない。

野原職務代理 位置の問題か、それとも内容の問題か。

松本委員

内容は賛成である。趣旨の規定であれば、まず、公聴会の開催についての 内容があり、その次に議長の指示権限がある方が良いのではないか。

野 原 職 務 代 理 2条の最初に目的があり、その後に「議長の指示に従わなければならない と」が続くことに違和感があるということでよいか。

その通りである。 松 本 委 員

務 局 ご意見を踏まえると、第3項にある公聴会の開催に関する内容を第1項に するという構成が考えられるがいかがか。 (村上課長)

#### 松本委員

それが1つの方法だと思う。第1項と第2項の2つが必要かどうかも踏まえ、意見されている出石会長と相談していただきたい。規定は必要であるが、指示に従わなければ発言することができないというのには違和感がある。発言以外も制限したいのかもしれないが、繰り返す必要はない。

## 事 務 局 (村上課長)

第1項、第2項に同じような内容があるので、その部分を修正する。

田中委員

第3条の告知について、義務規定が努力義務規定に緩和されているが、努力義務に後退させた理由は何か。

#### 

以前は、市の広報で周知をすることを義務付けていたが、広報かまくらの発行が月2回から月1回になったことを受け、審議会の開催時期によっては、広報での周知が適切なタイミングで行えない可能性あるため努力義務規定とした。場合によっては、ホームページで代用が可能であるため、市の運用に伴って変更した。

### 田中委員

「努める」が両方にかかるようにも読めるので、ホームページは義務であることを明示した方が良い。

## 事務 / 付上課長)

表現については、出石会長と検討したい。

松行委員

届出があれば延期できるとあるが、コロナの時に他の自治体で延期の規定がなく困ったことがあった。感染症や自然災害など、請求人以外の都合で開催を延期せざるを得ない場合の規定はあるのか。

### 事 務 局 (村上課長)

そのような場合に備え、第14条を追加し、定めのないものについては議長の権限で対応できるようにしている。

#### 田中委員

議長権限が強いが、議長の選定について規則で定めがあるのか。

事務 尽(村上課長)

まちづくり条例施行規則第 48 条第1項の規定により、会長が指名することになっている。

#### 松本委員

第8条で「公述は1人で行うものとする」と新たに定めているが、補助が 必要な人を除外していないという表現は無くてよいか。

## 事 務 局 (村上課長)

この内容は、原則として1人10分以内ということで、補助が必要な場合は、補助者と一緒に公述できることとしている。

#### 野原職務代理

「原則」がどこにかかるのか明確にしてほしい。

#### 中原委員

第4条第2項で、「公聴会の期日を最大3カ月延期することができる」とあるが、3カ月の根拠は何か。

### 事 務 局 (村上課長)

松本委員から、期日を定めた方が良いという意見をいただき定めている。 公聴会開催のフローを考えると、少なくとも1カ月半を要し、そこに余裕を みると、2カ月以上は必要である。また、想定外のアクシデントも考えられ るため、その対応のための1カ月を加えて3カ月としている。もちろん、短 縮されることはあると考えている。

他市の事例で、横浜市や川崎市では延期期限の規定がなく、大阪市も期日 は定めていないが、開催日の7日前までには公示しなければならないとする 規定があることを確認している。

#### 加藤委員

第7条の公述人の選定について、概ね5名程度とするのは、素案と同じだ が、公述人選定について、意見を同じくする者のうちから、それぞれ抽選に より行うものとした趣旨は、意見の要旨が同じ者がたくさんいても仕方な く、違う意見をピックアップするためと理解しているが、趣旨を教えていた だきたい。また、この表現では意味が伝わらないのではないか。

#### 務 (村上課長)

趣旨については、そのとおりである。公述人候補者が一人多い場合で、類 似した意見を持った人が3名いた場合、その3名の中から外れる1名を抽選 で選ぶというような趣旨になっている。

例えば、一人10分の公述時間があるので、公聴会が2時間を想定してい る中では、5名程度しか公述できない。10名から公述の要望があった場 合、似たような意見を持つ人が2人いれば、そのうちの一人を選定するとい う意味合いでこの条項を設けている。

野原職務代理 この規定だけでは運用が難しいと思う。意見を同じとする者をどのように 決めるか。

#### 加藤委員

表現は検討してもらいたい。

#### 務 局 (村上課長)

内容について、事前に出石会長に相談しているが、細かいところまでは相 談していない。都市計画公聴会では、事務局で似たような意見を振り分けて いると聞いている。こういった運用を参考にしている。

分かりづらいということであれば、趣旨は変えずに表現を改める。

#### 野原職務代理

まとめると、第2条の公聴会開催について、内容と指示に対する部分、重 複している部分、内容の順番について整理する必要があるという意見があっ たので、適切な形になるよう検討していただきたい。

第3条で、周知を努力義務化するということについて、ホームページ掲載 は義務化するなど、誤解のない表現になるよう工夫していただきたい。

第7条の公述人選定については、適切な表現に改めていただきたい。

第8条の「原則」がどの表現にかかっているかが明確に読み取れる表現に 工夫していただきたい。

では、議題(2)に関しても、議題(1)と同様に、答申書の具体的な表 現については、出石会長、私、事務局で調整を行うこととし、その内容につ いて、私に一任を頂くことでよろしいか。

#### (全委員了承)

そのような取扱いとする。答申を市長宛に送付したら、事務局から各委員 に報告をお願いする。

本日の議題は以上となる。傍聴者の皆様には、退席いただく。 (傍聴者退席)

野原職務代理 以上で、まちづくり審議会を閉会する。